

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	8	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 住民税(利子割) <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)できる制度。</p> <p>・特例措置の内容 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。(国税との自動連動を図る。)</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号		
減収見込額	(初年度) - (▲11,700) (平年度) - (▲11,700) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、未曾有の経済危機及び震災等による直接的・間接的な影響の中で一層厳しい経営環境に置かれている中小企業に対して事務負担の軽減を図るとともに、小規模企業を中心に事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 中小企業の中でも、特に規模の小さい企業における経理面の人員は、少数であることが多く、事務負担が相対的に重い。また、従業員数20名未満の企業においては、パソコン利用率がまだまだ低い状態。 そのため、本措置により、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることが必要である。 また、中小企業は、近時の不景気の中、大幅なコスト削減を迫られている状況であり、従業員20名以上の企業においても、経理人員は減少傾向。加えて、中小企業におけるパソコン利用状況においても、平成22年度に比べて全企業が利用割合低下。不景気の影響により、全中小企業において、経理人員削減、設備投資の抑制、既存設備の見直しが行われている状況であり、つまりは、経理担当者一人当たりの事務負担が増加している状況。本措置の必要性は、中小企業全般に及んでおり、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る上でも必要不可欠である。</p> <p>○ 中小企業における経理人数 平成20年：従業員数20名未満：1.7人、20名以上：3.3人 平成21年：従業員数20名未満：1.1人、20名以上：3.0人 平成22年：従業員数20名未満：1.4人、20名以上：2.7人</p> <p>(出典) 平成20、21、22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)から算出</p> <p>○ 中小企業におけるパソコン利用状況(括弧内は、平成22年要望時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主 従業員数20名未満：27.6% (前回28.5%：前回比▲0.9ポイント) 従業員数20名以上：71.4% (前回85.7%：前回比▲14.3ポイント) ・ 法人 従業員数20名未満：64.9% (前回75.1%：前回比▲10.2ポイント) 従業員数20名以上：90.4% (前回91.7%：前回比▲1.3ポイント) 		

	(出典) 個人事業主：平成 20、22 年「個人企業経済調査」(総務省) 法人：平成 20、22 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁) から算出
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進
	政策の達成目標	中小企業の中でも、特に規模の小さい企業で本措置が多く活用されており、事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主に関しては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」（総務省）での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を目指す。法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）での従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合が20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成24年4月1日～同26年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	本税制措置の適用期間中における従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割、及び従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合9割への到達を目指す。
有効性	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主（従業員数20名未満） 平成18年 23.9% 平成19年 23.5% 平成20年 28.5% 平成21年 26.8% 平成22年 27.6% 法人（従業員数20名未満） 平成20年 75.1% 平成21年 72.8% 平成22年 64.9% <p>※ 本政策目標は、平成22年度要望時から新たに設定された目標であるため、法人に関しては、平成19年以前の数値は算定していない。</p>
	要望の措置の適用見込み	<p>（適用期間内における適用事業者数及び損金算入額）</p> <p>平成23年度 231,341社 137,989百万円 平成24年度 211,676社 126,260百万円</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>中小企業の事務負担の軽減を図る措置であり、事務負担軽減、事業効率向上に寄与していることが各種のアンケートによる結果において定性的データで確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁） 直近の事業年度において本措置を利用して取得した設備 パソコン：37.5%（法人のみ） 本措置を利用したことによる効果 全額必要経費算入による経理事務負担減少：48.0% パソコン導入による事業の効率化：28.2% パソコン導入による経理事務の効率化：18.3% <p>本特例を利用したことにより特例利用中小企業の事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 回帰分析による定量分析（労働生産性と少額特例利用額の関係） 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高（労働生産性）が0.17%増加する。 経済波及効果 本特例により中小企業全体の労働生産性を4.5%押し上げる効果がある。 <p>（出典）平成22年「中小企業実態基本調査」（中小企業庁） 平成23年「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）</p> <p>これらの効果の結果、達成目標である従業員20名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割</p>

		合の低減抑制に寄与しているものと考えられる。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	該当なし
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	該当なし
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	本措置によって、相対的に経理面の人員が少数である中小企業の実情を踏まえると、少額減価償却資産の即時償却を認めることにより、償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等、中小企業の実態に即した効果が得られることから、施策として妥当である。
ページ	8—2	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>各年度における損金算入額（法人＋個人事業主）（全省庁ベース）</p> <p>平成18年度 142,403百万円（219,819社） 平成19年度 222,348百万円（289,794社） 平成20年度 202,899百万円（321,090社） 平成21年度 167,325百万円（280,524社） 平成22年度 171,842百万円（288,097社）（将来推計） （出典）「中小企業実態基本調査」（中小企業庁）</p> <p>本税制措置は、小規模企業を始めとして多くの企業が利用している。 本措置の平成21年度の利用実績の詳細は、下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人（全中小法人数：1,428,557社） 黒字中小法人数：387,139社（1,428,557社×27.1%） 本措置を利用した中小法人数：172,885社（44.7%） 従業員数20名以下 123,751社（71.6%） 従業員数21名以上 49,134社（28.4%） 個人事業主（全個人事業主数：2,221,952社） 本措置を利用した個人事業主数：107,639社（4.8%） <p>（出典）平成22年「中小企業実態基本調査」（中小企業庁） 平成21年「会社標本調査」（国税庁）</p> <p>また、すべての業種がこの税制の適用対象となっており、利用状況（平成22年中小企業実態調査）を見ても、以下のとおり特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1" data-bbox="383 1070 1284 1272"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>情報通信業</td> <td>運輸業</td> <td>卸売業</td> </tr> <tr> <td>割合（%）</td> <td>15.0</td> <td>18.6</td> <td>3.4</td> <td>2.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>小売業</td> <td>不動産業</td> <td>飲食・宿泊業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合（%）</td> <td>15.4</td> <td>8.3</td> <td>6.2</td> <td>14.0</td> <td>7.4</td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業	割合（%）	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	割合（%）	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4
業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業																				
割合（%）	15.0	18.6	3.4	2.9	8.7																				
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	その他																				
割合（%）	15.4	8.3	6.2	14.0	7.4																				
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置は、少額減価償却資産の即時償却を認めることによる事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としている。また、「政策目標の達成状況」に記載のとおり、本措置は、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を目的としているが、本措置創設以降、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合は着実に上昇。</p> <p>パソコン利用割合推移（従業員数20名未満の個人事業主） 平成15年（措置創設時） 19.6% 平成21年 27.6% （出典） 個人事業主：平成22年「個人企業経済調査」（総務省）</p>																								
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>本措置を多く活用している小規模企業の事務処理能力の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主においては、平成22年「個人企業経済調査」（総務省）における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合5割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）において、従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合が20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。</p>																								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>個人事業主に関しては、平成22年「個人企業経済調査」（総務省）における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合は、27.6%にて推移。 法人に関しては、平成22年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）におけるパソコンの利用割合は、64.9%となっている。 中小企業におけるパソコン利用状況は、不景気によるコスト削減圧力、設備投資動向の低下</p>																								

	<p>から全企業（個人事業主・法人）において低下。制度新設時と比べ、一定の改善が見られるも、達成には至っていない。</p> <p>【中小企業におけるパソコン利用状況】（括弧内は平成 22 年度（前回）要望時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主 <ul style="list-style-type: none"> 従業員数 20 名未満：27.6%（前回 28.5%：▲0.9 ポイント） 従業員数 20 名以上：71.4%（前回 85.7%：▲14.3 ポイント） ・ 法人 <ul style="list-style-type: none"> 従業員数 20 名未満：64.9%（前回 75.1%：▲10.2 ポイント） 従業員数 20 名以上：90.4%（前回 91.7%：▲1.3 ポイント） <p>（出典）</p> <p>個人事業主：平成 20、22 年「個人企業経済調査」（総務省）</p> <p>法人：平成 20、22 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 15 年度 創設</p> <p>平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月までの適用期間の延長）</p> <p>平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月までの適用期間の延長）</p> <p>平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月までの適用期間の延長）</p>
<p>ページ</p>	<p>8—3</p>